

賃貸借契約解除届

富山不動産情報センター 御中

この度、次の通り賃貸借契約を解除し退去しますので、お届けします。
万が一、私の責任によって明け渡しの期日が遅延し、それに伴って損害が発生した場合は、理由の如何を問わず契約書に従い発生した損害金をお支払いすることを承諾致します。

届出年月日	平成 年 月 日 (曜日)
物件の表示	
フリガナ 契約者名	印 TEL
移転先住所 (解約明細送付先)	〒 TEL
昼間連絡先 (勤務先等)	TEL
敷金返還先	銀行 支店 普通・当座 フリガナ 口座番号 口座名義人
解約立会日 (退去日)	平成 年 月 日 (曜日) (午前・午後) 時 分 現地にて 法人の場合 担当者名 (立会者)

《ご注意とお願い》

- ①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除条項に基づき1ヶ月前までに解約通知書をご提出下さい。
- ②退去(明け渡し) 退去は、物件を明け渡し鍵を返還した時に完了したものと認定します。尚、鍵の返還以降住宅の使用はできません。
- ③解約立会日 立会日・時間は平日AM9:00からPM6:00迄の間でお願いします。ご都合がつかない場合はご連絡下さい。
※尚、その際には、賃貸借契約書及び契約時加入の火災保険証券もしくは入居者相互補償会加入の際の資格証(領収証)をお持ちになって下さい(保険料返金となる場合があります)。
- ④電気・ガス
水道料金等 電気、ガス、水道(当社検診物件及び定額料金は不要)は各供給機関に事前に連絡し、必ず退去日までの料金を精算して下さい。
- ⑤返還金の送金 退去後当社より解約明細書を郵送しますのでご確認下さい。返還敷金は退去後2週間を目安にご指定の口座へ振込致します。
- ⑥郵便物の転送 郵便局に転居届けを提出されない場合、郵便物が退去後も物件に届く事になりますので、必ず最寄りの郵便局にて転居届けをご提出下さい。